

板倉町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

1. 目的																																																																																																														
板倉町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以降、「アクションプログラム」という。）は、板倉町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、木造の住宅の耐震化や危険なブロック塀の撤去を強力に推進することを目的とする。																																																																																																														
2. 位置付け																																																																																																														
本アクションプログラムは、第4期板倉町耐震改修促進計画に基づき策定する。																																																																																																														
3. 計画（令和8年度）																																																																																																														
取組内容	【財政的支援】 <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅の耐震診断士派遣事業を実施 木造住宅の耐震改修工事費補助を実施（全部改修、部分改修） 木造住宅への耐震シェルター設置補助を実施 危険なブロック塀の撤去に対する補助を実施 																																																																																																													
	【普及啓発等】 <ol style="list-style-type: none"> 木造住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> 耐震化普及啓発・補助制度の特集記事を「広報いたくら」に掲載予定。 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとしてされた建物の所有者へ診断結果を説明し、補助制度の案内等を実施 耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断され、耐震改修が未実施の住宅の所有者に対し、電話等による働きかけを実施 耐震改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> 改修事業者に対する耐震講習会を1回以上開催（県と共同実施） 改修事業者リストを作成し公表（県と共同実施） 一般住民への周知普及 <ul style="list-style-type: none"> 広報紙で耐震改修や危険なブロック塀撤去の必要性と補助制度を周知 町民向けに木造住宅耐震相談会を年2回実施 窓口で各種チラシを配付し耐震改修の必要性と補助制度を周知 																																																																																																													
目標	<ol style="list-style-type: none"> 住宅の耐震診断士派遣事業を3戸実施 住宅の耐震改修費に対する補助を1戸実施 住宅の部分耐震改修費に対する補助を1戸実施 住宅への耐震シェルター設置費に対する補助を1戸実施 危険なブロック塀の撤去に対する補助を3件実施 																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>～H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診断士派遣</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>0</td> <td></td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>診断結果耐震性無</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>0</td> <td></td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>改修補助</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改修補助（部分改修）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>耐震シェルター設置補助</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>危険ブロック塀撤去</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>													年度	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計	診断士派遣	18	2	3	0	3	4	2	1	2	5	0		40	診断結果耐震性無	17	2	3	0	3	4	2	1	2	5	0		39	改修補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	改修補助（部分改修）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0		0	耐震シェルター設置補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0		0	危険ブロック塀撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	
年度	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計																																																																																																	
診断士派遣	18	2	3	0	3	4	2	1	2	5	0		40																																																																																																	
診断結果耐震性無	17	2	3	0	3	4	2	1	2	5	0		39																																																																																																	
改修補助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0																																																																																																	
改修補助（部分改修）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0		0																																																																																																	
耐震シェルター設置補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0		0																																																																																																	
危険ブロック塀撤去	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0		0																																																																																																	
4. 自己評価（前年度の取組）																																																																																																														
取組実績	【財政的支援】 <ul style="list-style-type: none"> 木造住宅の耐震診断士派遣事業を実施（目標5戸 実施0戸） 木造住宅の耐震改修工事費補助を実施（目標1戸 実施0戸） 木造住宅の部分耐震改修工事費補助を実施（目標1戸 実施0戸） 木住宅への耐震シェルター設置費補助を実施（目標1戸 実施0戸） 危険なブロック塀の撤去に対する補助を実施（目標2件 実施0戸） 																																																																																																													
	【普及啓発等】 <ol style="list-style-type: none"> 木造住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> 耐震化普及啓発・補助制度の特集記事を「広報いたくら」に掲載した。 耐震改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> 改修事業者に対する耐震講習会を開催した。（県と共同実施） 改修事業者リストを作成し公表した。（県と共同実施） 一般住民への周知普及 <ul style="list-style-type: none"> 広報紙で耐震改修の必要性と補助制度を周知した。 町民向けに木造住宅耐震相談会を年2回実施した。 窓口で各種チラシを配布し耐震改修の必要性と補助制度を周知した。 																																																																																																													
課題	以前から耐震診断は行うものの耐震改修に結びつくことが少なく、今後も木造住宅耐震事業の推進に向け、耐震化の必要性及び補助制度等の普及啓発を図る必要がある。 令和7年度より耐震改修関連補助のメニューを増やし（部分耐震改修、耐震シェルター設置補助）、ブロック塀撤去補助も開始したが、問合せはあるものの実施には至らなかった。																																																																																																													
	広報紙やリーフレットの配布などで、耐震化の必要性について一層の周知を図る。 また、補助制度をさらに充実すべく、耐震性のない住宅の建て替え、撤去、耐震設計等への補助の検討を行う。																																																																																																													
改善策	広報紙やリーフレットの配布などで、耐震化の必要性について一層の周知を図る。 また、補助制度をさらに充実すべく、耐震性のない住宅の建て替え、撤去、耐震設計等への補助の検討を行う。																																																																																																													